

日本年金機構
平成21年度
個別評価シート
(案)

目次

| 平成21年度計画 | | 頁 |
|--|--|----|
| I 年金記録問題への対応に関する事項 | | 1 |
| (1)年金記録問題に関する未解明事案についての実態解明 | | 1 |
| (2)基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 | | 2 |
| (3)受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携 | | 4 |
| (4)年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ | | 5 |
| (5)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備 | | 5 |
| (6)標準報酬等の遡及訂正事案についての実態解明・迅速な記録回復 | | 7 |
| (7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供 | | 7 |
| ・その他年金記録問題の解決に向けて必要な取組を進める。 | | 8 |
| II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | 8 |
| 1. 適用事務に関する事項 | | 8 |
| (1)国民年金の適用の促進 | | 8 |
| (2)厚生年金保険・健康保険・船員保険の適用の促進 | | 9 |
| 2. 保険料等収納事務に関する事項 | | 11 |
| (1)国民年金の納付率の向上 | | 11 |
| (2)厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進 | | 16 |
| 3. 給付事務に関する事項 | | 18 |
| 4. 相談、情報提供等に関する事項 | | 22 |
| (1)年金相談の充実 | | 22 |
| (2)広報活動の推進 | | 25 |
| 5. お客様の声を反映させる取組に関する事項 | | 29 |
| 6. 電子申請の推進に関する事項 | | 32 |

| 平成21年度計画 | 頁 |
|---|----|
| Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項 | 33 |
| 1. 効率的な業務運営体制に関する事項 | 33 |
| 2. 運営経費の抑制等に関する事項 | 33 |
| 3. 外部委託の推進に関する事項 | 34 |
| 4. 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項 | 35 |
| 5. その他業務運営の効率化の取組に関する事項 | 37 |
| Ⅳ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項 | 39 |
| 1. 内部統制システムの構築に関する事項 | 39 |
| 2. 情報公開の推進に関する事項 | 43 |
| 3. 人事及び人材の育成に関する事項 | 44 |
| 4. 個人情報の保護に関する事項 | 46 |
| Ⅴ 予算、収支計画及び資金計画 | 48 |

● 判定基準

「S」:平成21年度計画を大幅に上回っている。

「A」:平成21年度計画を上回っている。

「B」:平成21年度計画を概ね達成している。

「C」:平成21年度計画をやや下回っている。

「D」:平成21年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。

| ㊦中期目標 | ㊧中期計画 | ㊨平成21年度計画 | ㊩平成21年度における評価の視点 | ㊪平成21年度における業務の実績 | ㊫日本年金機構の自己評価 | ㊬厚生労働省の評価 |
|--|---|--|--|--|--|--|
| <p>2 年金記録問題への対応</p> <p>○ 国においては、年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置付け、その早期解決に向け、平成22年度及び平成23年度の2年間に集中的に予算・人員を投入して取り組み、平成25年度までの間に多角的に取り組むこととしている。日本年金機構においては、厚生労働省と緊密に連携して、年金記録問題への対応を当面の最重要課題として取り組むこと。</p> <p>○ 年金記録問題の解決に向けては、厚生労働省に設置されている外部有識者による委員会等の議論も踏まえ、以下の事項について、計画的に取り組むこと。</p> | <p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>○ 年金記録問題の解決に向け、以下の取組を計画的に進める。</p> | <p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>年金記録問題の解決に向け、以下の取組を進める。特に、ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理及び再裁定の迅速化について、重点的に体制を整備して取り組む。</p> | <p>I. 年金記録問題への対応に関する事項</p> <p>年金記録問題の解決に向けた取組を計画的に進めているが、特に、ねんきん特別便、ねんきん定期便の処理及び再裁定の迅速化について、重点的に体制を整備して取り組んでいるが。</p> | <p>○ 年金記録問題の解決に向けた取組を計画的に進めるため、ねんきん特別便やねんきん定期便の処理、再裁定期間の短縮等に係る具体的な目標を盛り込んだ「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」（以下「工程表」という。）を取りまとめ、平成22年3月29日に公表しました。【別表1：工程表概要】</p> | <p>評価：B （理由）</p> <p>3月29日に22年4月以降の工程表を取りまとめ、公表しました。1月から3月までの間については、重点的に取り組む課題を決め、計画的な処理を実施しました。また、22年度に向け、新規事業等（受給者便、基金突合及び紙台帳）に伴う職員増員分の前倒し配置（4月）や21年度の特定業務契約職員数等を22年度も維持する方針（現任者の優先採用を含む）を決め、実施体制の整備を図りました。</p> | <p>評価：B （理由）</p> <p>○ 社会保険庁から日本年金機構への移行期における効率の低下はあったが、予定していた年金記録問題の解決に向けた取組については、概ね着実に実施した。特に、平成22年3月29日に取りまとめられた「年金記録問題への対応の実施計画（工程表）」については、現場の意見を聞いた上で、処理の実情を反映したものとっていると承知しており、工程表の各目標に沿った取組を着実に実施された。</p> |
| <p>・年金記録問題に関する未解明事案についての実態説明</p> | <p>(1) 年金記録問題に関する未解明事案についての実態説明</p> <p>・各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態説明を進める。</p> | <p>(1) 年金記録問題に関する未解明事案についての実態説明</p> <p>・各種のサンプル調査の実施などを通じて未解明事案についての実態説明を進める。</p> | <p>(1) 各種のサンプル調査の実施などを通じて、年金記録問題の未解明事案についての実態説明を進めているが。</p> | <p>○ 現在、国民の皆様にお送りした「ねんきん特別便」(※1)、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便) (※2)、「ねんきん定期便」(※3)等に関し、ご本人から申出のあった記録の調査等を行い、基礎年金番号に統合されていない記録（以下「未統合記録」という。）の解明・統合を進めています。</p> <p>《用語解説》</p> <p>(※1) 全ての受給者・加入者（約1億9百万人）に加入記録を送付（平成19年12月から平成20年10月まで）し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。</p> <p>(※2) 平成18年6月時点において5,095万件あった未統合記録について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に平成20年6月から平成21年12月の間に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っている。</p> <p>(※3) 平成21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生日にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。</p> | <p>評価：B （理由）</p> <p>脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録についてのサンプル調査を2月から行い、その実態説明に努めました。標準報酬月額の不適正な遡及訂正が行われた可能性のある記録についてさらなる実態説明を進めるため、2案件のみ又は1案件のみから該当する記録のサンプル調査実施の準備を進めました。</p> | <p>評価：B （理由）</p> <p>○ 脱退手当金の支給日より前の加入記録が脱退手当金の算定基礎とされずに残っている事案については、22年2月にサンプル調査を実施した。なお、この結果を基に、22年4月に新たな年金記録回復基準が設定されている。また、平成22年度予算に計上している標準報酬遡及訂正事案に係るサンプル調査については、4月からの調査に向けた準備を行った。これらのサンプル調査については計画的に取り組まれたものと考えられる。</p> |

| ㉗ 中期目標 | ㉘ 中期計画 | ㉙ 平成21年度計画 | ㉚ 平成21年度における評価の視点 | ㉛ 平成21年度における業務の実績 | ㉜ 日本年金機構の自己評価 | ㉝ 厚生労働省の評価 |
|----------------------------------|--|--|---|--|--|--|
| <p>・基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明</p> | <p>(2) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 ・未統合記録については、「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業を引き続き実施することにより、解明・統合を進める。</p> | <p>(2) 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合・解明 ・未統合記録については、「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、各種解明作業に基づく「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業を引き続き実施することにより、解明・統合を進める。</p> | <p>(2) 基礎年金番号に未統合になっている記録については、「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)等の回答に係る記録確認作業の実施により、解明・統合を進めたか。</p> | <p>○旧社会保険庁において処理を行ってきた「ねんきん特別便」に係る記録確認作業(平成19年度～)、「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便)に係る記録確認作業(平成20年度～)、「ねんきん定期便」に係る記録確認作業(平成21年度～)について、平成22年1月以降、日本年金機構(以下「機構」という。)において継続して処理を行いました。</p> <p>【参考1】平成22年3月末までの処理件数 ① ねんきん特別便 12,751,568件(523,852件) ② 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便) 1,014,490件(289,242件) ③ ねんきん定期便 654,354件(361,214件) ※ () 内の件数は、機構における処理件数(平成22年1月から3月)</p> <p>【参考2】平成22年3月末時点の残件数 ① ねんきん特別便 576,760件 ② 「年金記録の確認のお知らせ」(黄色便) 393,431件 ③ ねんきん定期便 734,286件</p> <p>○また、これまでに記録回復が図られた事案や年金記録確認第三者委員会(※4)におけるあっせん事案及び非あっせん事案について分析を行うとともに、下記のようなサンプル調査について実施又は実施準備し、さらなる記録回復のための方策の検討を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金(※5)の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある記録(約19万件)についてのサンプル調査を実施しました。2月末までに本人調査を実施した事案の中間集計によれば、面接できた方の約1割が、実際には脱退手当金の支給を受けていないと回答しています。 ・ 標準報酬月額の不適正な遡及訂正が行われた可能性のある記録については、これらの抽出に用いた3条件のうち、2条件のみ又は1条件のみに該当する記録についてのサンプル調査の実施を準備しました。(4月から調査開始) | <p>評価：B (理由) ねんきん特別便、黄色便、ねんきん定期便等の回答処理を着実に行ったことにより、未統合記録(5,095万件)のうち、「既に統合済み」の記録は、平成22年3月時点において、1,403万件に増加(21年12月末と比べ55万件増加)し未統合記録の統合を着実に進めました。一方、「今後、更に解明を進める記録」は、21年12月末と比べると7万件の減少に留まっており、解明が困難な記録が残っていると考えられます。このため、今後実施する紙台帳とコンピュータ記録の突合せにおいて、未統合記録についても突合せを行い解明につなげていくことを検討しました。</p> | <p>評価：B (理由) ○ねんきん特別便の回答に係る記録確認作業については、着実に実施された。 なお、1～3月の処理件数のペースで進めば、平成21年3月以前受付分を22年7月末を目途に完了とした工程表の目標を達成するものと考えられる。</p> <p>○ねんきん定期便は、その送付を着実に実施した。記録調査の実施状況に係る評価については、平成22年度以降に行う。</p> <p>○黄色便の記録調査については、機構設立時に処理の停滞があったものの、2、3月はその調査が進んでおり、一定の評価ができる。</p> |

| ㊦ 中期目標 | ㊧ 中期計画 | ㊨ 平成21年度計画 | ㊩ 平成21年度における評価の視点 | ㊪ 平成21年度における業務の実績 | ㊫ 日本年金機構の自己評価 | ㊬ 厚生労働省の評価 |
|--------|--------|------------|-------------------|---|---------------|------------|
| | | | | <p>《用語解説》</p> <p>(※4) 年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務とする、総務省に設置された委員会のことを言います。年金記録の訂正が必要と判断された場合、その結果を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣に対しあつせんを行います。</p> <p>(※5) 厚生年金保険制度への加入期間が短く年金を受け取る権利が発生しない方に対して、請求に基づき支払う一時金であり、その支払を受けた場合には、その算定対象となった加入期間は年金支払の対象外となります。この脱退手当金制度は、厚生年金保険制度発足当初において、保険料の掛け捨てが生じることができるだけ避けるために設けられていたのですが、昭和60年の年金制度改正において基礎年金制度を導入したことに伴い、原則として廃止されています。</p> <p>○これらの取組の結果、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、「既に統合済みの記録」は、平成19年12月時点の310万件から平成22年3月時点においては1,403万件に増加し、「統合済みの記録」「一定の解明がなされた記録」「解明作業が進展中の記録」を除いた「今後、更に解明を進める記録」は、平成19年12月時点の2,445万件から平成22年3月時点においては995万件まで減少しました。</p> <p>【別表2：未統合記録の統合・解明の推移】</p> | | |

| ㊦中期目標 | ㊧中期計画 | ㊨平成21年度計画 | ㊩平成21年度における評価の視点 | ㊪平成21年度における業務の実績 | ㊫日本年金機構の自己評価 | ㊬厚生労働省の評価 |
|---|--|---|---|---|--|---|
| <p>・受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携</p> | <p>(3)受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携 ・受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。 ・特に、名寄せ特別便については、「訂正なし」と回答のあった方及び未回答の方のうち、結び付き可能性が高い記録について、フォローアップを確実に行う。 ・その際、市区町村が保有する電話番号や住所等の情報提供及び電話又は訪問による記録の確認調査の実施などに協力いただくことにより、年金記録の確認の促進を図る。</p> | <p>(3)受給者・加入者への年金記録の確認作業及び確認作業に当たっての市町村との連携 ・受給者・加入者の年金記録について、ねんきん特別便による確認作業を行う。 ・年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方には、記録確認の注意喚起の文書、特別便に未回答の方には回答のお願いをねんきん定期便に同封する。 ・電話番号等の情報提供及び電話や訪問による記録の確認調査に協力いただける市区町村と連携を図り、年金記録の確認の促進を図る。</p> | <p>(3)受給者・加入者への年金記録の確認作業を行うとともに、確認作業に当たって市区町村との連携を図り、年金記録の確認の促進を図ったか。</p> | <p>○旧社会保険庁において平成19年12月から20年10月までの間に送付したねんきん特別便（全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付）については、平成22年3月26日現在で約8,084万人から回答（特別便の未回答者でねんきん定期便で回答をいただいた方を含む）をいただき、このうち、約97%の方（約7,859万人）の年金記録の確認作業が完了しました。</p> <p>○加入者に送付した名寄せ特別便（※6）に「訂正なし」と回答された方又は未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方には、ねんきん定期便に名寄せ記録の一部を同封して記録確認の注意喚起又は回答の勧奨を行いました。（平成21年度送付数：約121万件）</p> <p>○加入者のうち、全員特別便（※7）に未回答の方に対しては、ねんきん定期便に「回答のお願い」を同封しました。（平成21年度送付数：約2,000万件）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《用語解説》</p> <p>(※6)平成18年6月時点において5,095万件あった未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録を氏名、性別及び生年月日の3情報を用いて突合せ、一致した方1,030万人に対して送付した「ねんきん特別便」のことを言います。</p> <p>(※7)ねんきん特別便は全ての年金受給者・加入者に対して送付しましたが、そのうち、名寄せ特別便以外の特別便のことを言います。</p> </div> <p>○年金受給者に送付した名寄せ特別便に「訂正なし」と回答された方又は未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方に対しては、旧社会保険事務所等において個別にご本人に記録の確認を行ってきましたが、旧社会保険事務所等ではご本人の連絡先が分からず接触できない方について、市区町村へ協力を求め、その方の電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査のお願いを行ってきました。</p> <p>その結果、平成22年3月末現在で、約1,451市区町村から協力いただける旨の回答をいただき、同月末までに1,347の市区町村において調査を行っていただきました。その結果、調査対象41,530人のうち、26,780人の電話番号や住所等が把握され、市区町村及び年金事務所における確認により、5,508人について記録がご本人のものであることを確認できました。また、これらの方のうち、申し出をいただき記録の訂正が行われた方は2,656人であり、当該記録訂正による年金額の増加額の合計は約1億2,753万円となりました。</p> | <p>評価：A (理由) ねんきん特別便の処理を進めるとともに、名寄せ特別便の対象者で、ご本人の記録である可能性が高い方等に対して、フォローアップを着実に実施しました。 年金受給者に送付した名寄せ特別便については、市区町村に電話番号や住所の把握、可能な場合には記録の調査の協力をお願いをしました。 この市区町村の協力については、旧社会保険庁における取組みを引き継いだものですが、平成21年12月末現在調査に協力いただいた市区町村数は110に留まっていますが、22年1月以降年金事務所等から改めて市区町村に協力を求め、22年3月末までに1,347の市区町村に調査の協力をいただきました。</p> | <p>評価：A (理由) ○名寄せ特別便の対象者についての市区町村による記録確認作業は、まずは市区町村の協力があることで実現するものではあるが、社会保険庁から引き継いだ段階で必ずしも前向きな回答が得られていなかった市区町村に機構から積極的に働きかけた結果、22年1～3月の間に、新たに約300市区町村から「協力する」との回答を得て、全体で約6,000人の方の記録がご本人のものであると確認ができたことについては一定の評価ができる。</p> <p>○ねんきん特別便に未回答の方に対しては、ねんきん定期便に回答勧奨のお手紙を同封する対策を講じた。</p> |

| ㉞ 中期目標 | ㉟ 中期計画 | ㊱ 平成21年度計画 | ㊲ 平成21年度における評価の視点 | ㊳ 平成21年度における業務の実績 | ㊴ 日本年金機構の自己評価 | ㊵ 厚生労働省の評価 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|---|--|-------------|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|--|
| <p>・年金記録情報総合管理・照合システム(コンピュータ記録と電子画像化した紙台帳の検索を一体的に行う機能、突合せ結果を管理する機能等を有するシステム)によるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ</p> | <p>(4)年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ ・平成22年度前半に年金記録情報総合管理・照合システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位を付けた上で効率的に実施する。</p> | <p>(4)年金記録情報総合管理・照合システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せ ・年金記録情報総合管理・照合システムの構築に向けて、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、サーバ等のハード機器の整備等を進めるとともに、紙台帳とコンピュータ記録との突合せに向けて、第1次審査要員の確保等必要な調達手続きを進める。</p> | <p>(4)紙台帳検索システムの構築に向けた紙台帳の電子画像化や紙台帳とコンピュータ記録との突合せに向け必要な調達手続きを進めたか。</p> | <p>○コンピュータ上で管理されている年金記録を正確なものとするため、紙台帳等で管理されていた記録の内容とコンピュータ記録との突合せを行うこととし、そのために必要となる紙台帳検索システム(年金記録情報総合管理・照合システム)の構築に向け、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、機器の整備等を進めました。 また、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業については、今後、平成22年秋頃までに開始することとし、そのために必要となる突合せ作業マニュアルの策定や突合せ業務の外部委託の調達に向けた手続き等の準備を進めました。</p> | <p>評価:C (理由) システム等の整備、業務委託の調達手続等、平成21年度は概ね予定通り準備を進めましたが、調達過程において、職員から関係業者への情報漏洩が発生しました。</p> | <p>評価:C (理由) ○平成22年秋から開始予定の紙台帳とコンピュータ記録の突合せ作業に向け、紙台帳の電子画像化、アプリケーションソフトの開発、機器の整備等及び各種調達手続きを着実に実施した。 しかしながら、突合せ作業の拠点設置に係る調達手続きにおいて、情報管理やコンプライアンスの観点から問題があった。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>・年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備</p> | <p>(5)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備 ・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備する。</p> | <p>(5)年金記録の訂正や再裁定後の支給等を迅速に行うための体制整備 ・年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行なうための体制を整備する。</p> | <p>(5)年金記録の統合状況等に応じて、再裁定の迅速な処理を行うための体制を整備したか。</p> | <p>○平成22年1月の機構発足時においては、社会保険庁における豊富な業務経験を有する職員の減少や、新規採用職員の配置に伴い新たな体制になったことにより、人員体制が十分に確保されなかった状況にあったため、年金事務所における再裁定(※8)の申出受付から本部への進達(※9)までに要する平均処理期間の短縮化に向けて、平均処理期間や未進達件数が増加している年金事務所に対して、1月以降の処理状況を把握したうえで、業務方法等について指導を行うなど、取組を推進しました。その結果、平均処理期間については0.6か月で横ばいですが、未進達件数については減少しました。</p> <div data-bbox="1211 933 1585 1145" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《用語解説》</p> <p>(※8、※9)再裁定とは、年金受給者の受給権発生日以前の被保険者記録を訂正したことで年金の決定を改めて行う処理のことを言い、進達とは、その再裁定の申出書等を年金事務所(事務センター)から機構本部に送付する事務処理のことを言います。</p> </div> <table border="1" data-bbox="1205 1157 1585 1292"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年 1月</th> <th>平成22 年2月</th> <th>平成22 年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>0.6か月</td> <td>0.6か月</td> <td>0.6か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>2.5万件</td> <td>2.3万件</td> <td>2.0万件</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成22年 1月 | 平成22 年2月 | 平成22 年3月 | 平均処理期間 | 0.6か月 | 0.6か月 | 0.6か月 | 未処理件数 | 2.5万件 | 2.3万件 | 2.0万件 | <p>評価:B (理由) 再裁定については、本部体制の強化等により平均処理期間の短縮を図りました。 なお、時効特例給付の処理期間については、短縮へ向けた取組みが必要です。</p> | <p>評価:B (理由) ○再裁定処理を迅速に行うために、年金事務所から職員を本部に派遣し体制強化に努めた結果、平均処理期間は工程表で目標として設定している約2.5か月に既に達成した。 ○時効特例給付の処理については、短縮化に向け、体制を増強する等の対策を講じる必要がある。 (参考:工程表における目標は概ね2ヶ月程度)</p> |
| | 平成22年 1月 | 平成22 年2月 | 平成22 年3月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平均処理期間 | 0.6か月 | 0.6か月 | 0.6か月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未処理件数 | 2.5万件 | 2.3万件 | 2.0万件 | | | | | | | | | | | | | | | |

| ㊦ 中期目標 | ㊧ 中期計画 | ㊨ 平成21年度計画 | ㊩ 平成21年度における評価の視点 | ㊪ 平成21年度における業務の実績 | ㊫ 日本年金機構の自己評価 | ㊬ 厚生労働省の評価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|------------|-------------------|--|---------------|------------|---------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|--|---------|---------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--|--|
| | | | | <p>○再裁定等の迅速な処理を行うため、平成22年1月中旬より、ブロック本部、年金事務所から複雑な事務処理に精通した職員90名を再裁定業務を行う本部に派遣し、事務処理体制の強化を図りました。</p> <p>○再裁定の平均処理期間については、平成22年3月末時点で2.3か月となっています。</p> <table border="1" data-bbox="1176 354 1568 523"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年1月</th> <th>平成22年2月</th> <th>平成22年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>2.4か月</td> <td>2.4か月</td> <td>2.3か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>12.7万件</td> <td>11.1万件</td> <td>8.4万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【別表3：機構発足以前からの処理状況の推移】</p> <p>○また、再裁定後の時効特例給付の処理期間については、平成22年3月末時点で2.9か月となっています。</p> <table border="1" data-bbox="1187 657 1556 826"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年1月</th> <th>平成22年2月</th> <th>平成22年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均処理期間</td> <td>2.5か月</td> <td>2.4か月</td> <td>2.9か月</td> </tr> <tr> <td>未処理件数</td> <td>28.1万件</td> <td>26.3万件</td> <td>32.1万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 平成22年3月は、遅延特別加算法の施行日が確定するまで、時効特例給付の支給決定を保留したことから、平均処理期間及び未処理件数が増加しています。</p> <p>○なお、再裁定の処理の迅速化については、平成22年3月に策定した「工程表」において、以下の目標を掲げ、取り組むこととしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所における再裁定の申出受付から本部への進達について、平均処理期間を0.5か月とすることを旨とする。 ・再裁定の処理については、難易度の高い再裁定案件も含め、2.5か月程度（進達期間を合わせて3か月程度）で処理できることを旨とする。 ・時効特例給付については、支払いのための期間を平成22年6月末までに概ね2か月程度とすることを旨とする。 <p>○また、年金記録の訂正による年金額の増額は、平成22年1月から3月までで、約38億円となっています。</p> <p>【別表4：記録訂正による年金額（年額）の増額（累計）】</p> | | 平成22年1月 | 平成22年2月 | 平成22年3月 | 平均処理期間 | 2.4か月 | 2.4か月 | 2.3か月 | 未処理件数 | 12.7万件 | 11.1万件 | 8.4万件 | | 平成22年1月 | 平成22年2月 | 平成22年3月 | 平均処理期間 | 2.5か月 | 2.4か月 | 2.9か月 | 未処理件数 | 28.1万件 | 26.3万件 | 32.1万件 | | |
| | 平成22年1月 | 平成22年2月 | 平成22年3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平均処理期間 | 2.4か月 | 2.4か月 | 2.3か月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未処理件数 | 12.7万件 | 11.1万件 | 8.4万件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成22年1月 | 平成22年2月 | 平成22年3月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平均処理期間 | 2.5か月 | 2.4か月 | 2.9か月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未処理件数 | 28.1万件 | 26.3万件 | 32.1万件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| ㉗ 中期目標 | ㉘ 中期計画 | ㉙ 平成21年度計画 | ㉚ 平成21年度における評価の視点 | ㉛ 平成21年度における業務の実績 | ㉜ 日本年金機構の自己評価 | ㉝ 厚生労働省の評価 |
|---|---|--|---|--|---|--|
| <p>・標準報酬等の遡及訂正事案についての実態説明・迅速な記録回復</p> | <p>(6)標準報酬等の遡及訂正事案についての実態説明・迅速な記録回復 ・受給者・加入者にご自身の年金記録を確認していただいた上で、一定の条件を満たす場合には年金事務所段階での記録回復を行うことにより、被害の救済を速やかに進める。</p> | <p>(6)標準報酬等の遡及訂正事案についての実態説明・迅速な記録回復 ・加入者への「ねんきん定期便」や受給者への「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付等により、ご本人に記録を確認していただくことを通じて、被害の救済を速やかに進める。 ・一定の条件を満たす場合には、年金記録確認第三者委員会に送付することなく、年金事務所段階での記録回復を行うことにより、被害の救済を速やかに進める。</p> | <p>(6)標準報酬等の遡及訂正事案について、ご本人による記録確認・年金事務所段階での記録回復を行うことにより、記録回復を速やかに進めた。</p> | <p>○旧社会保険庁当時の平成21年12月より厚生年金受給者等に対し、「厚生年金加入記録のお知らせ」の送付を開始し、標準報酬を含む年金記録に関する情報の提供を行いました。(平成22年3月末までに約920万人へ送付。最終的には、平成22年11月までに、厚生年金受給者等約2,800万人に送付予定。)</p> <p>○従業員であった方の事案であって、本人が所有する給与明細書等や雇用保険の記録等により勤務や給与の実態が確認できる場合や、不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)について、一定の条件を満たす場合については、年金記録確認第三者委員会へ送付することなく、年金事務所において記録回復を行うことにより、速やかな年金額の回復を図りました。</p> <p>〔平成22年3月末現在 ・年金事務所における記録回復の実績(累計) 873件 うち、厚生年金受給者(約2万件)の戸別訪問による確認・調査の結果、記録回復したもの 555件〕</p> | <p>評価:B (理由) 機構発足後の記録回復件数が3ヶ月で158件という実績であり、着実に件数を伸ばしています。</p> | <p>評価:B (理由) ○「ねんきん定期便」や「厚生年金加入記録のお知らせ」により標準報酬を確認いただく取組を着実に進めた。 ○厚生年金受給者(約2万件)の戸別訪問対象者の対応については、従業員事案で「記録訂正の意思あり」、「記録が事実と相違あり」と回答した方への働きかけや当該事案に係る対応状況の進捗管理を適切に実施した。 ○年度途中に社会保険庁から日本年金機構への移行が行われたこと、平成21年12月に新たな回復基準が設定されたこと等の要因により、厳密な意味での比較は困難であるが、平成20年12月から平成21年12月までの旧社会保険事務所段階での記録回復件数が715件(月平均約60件)であるのに対し、機構発足後の記録回復件数が158件(月平均約53件)であった。</p> |
| <p>・ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入情報の提供</p> | <p>(7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供 ・被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を実施する。 ・自分の年金記録(年金見込額及び保険料納付額を含む)を常に確認可能とする仕組みを構築する。</p> | <p>(7)ねんきん定期便や常に年金記録が確認できる仕組みによる加入者情報の提供 ・被保険者に対して、保険料納付実績や年金見込み額をお知らせする「ねんきん定期便」を送付する。 ・自分の年金記録(年金見込額及び保険料納付額を含む)を常に確認可能とする仕組みの構築に向けて検討する。</p> | <p>(7)「ねんきん定期便」の送付を行うとともに、常に年金記録が確認できる仕組みの構築に向けて検討を行ったか。</p> | <p>○旧社会保険庁当時の平成21年4月より、全ての被保険者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を行いました。(平成22年3月末までに、6,673万人に送付)</p> <p>○平成23年2月を目前に、現在のパソコンを使ったインターネットでの年金記録の確認をより使いやすいものにするともに、自宅パソコンが使えない方であっても市区町村、郵便局等のパソコンを使って、保険料納付状況などを確認できるようにすることとしました。現在、この実現に向けた検討を進めています。</p> <p>【別表5: インターネットによる年金記録の確認】</p> | <p>評価:A (理由) 全ての被保険者の方に対し「ねんきん定期便」を送付しました。インターネットによる年金個人情報提供については、即時照会の実現など、より使いやすいものにするともに、市区町村や郵便局等においても確認できる仕組みの検討を行いました。検討にあたっては、平成22年度予算等で予定していた機能に加え、自分の履歴表の作成をサポートする機能や自分で条件を自由に設定し、在職老齢年金などの見込額を試算できる機能を追加するための必要なシステム改修の検討や調達計画の検討が行われ、22年度からの着手の準備が進められた。</p> | <p>評価:A (理由) ○ねんきん定期便の送付によって年金加入者情報の提供を計画通り行った。 ○常に年金記録が確認できる仕組みの構築については、平成22年度予算等で予定していた機能に加え、自分の履歴表の作成をサポートする機能や自分で条件を自由に設定し、在職老齢年金などの見込額を試算できる機能を追加するための必要なシステム改修の検討や調達計画の検討が行われ、22年度からの着手の準備が進められた。</p> |